

11月1日開催 第8回(11月)臨時会の主な審議事項

○平成29年度佐渡市一般会計補正予算(第7号)について

南佐渡離島開発総合センター及び小木体育館の解体に係る設計業務委託について、賛成多数で可決されました。

各常任委員会から次の意見が付けられています。

意見

総務常任委員会

合併特例債事業について

合併特例債については、その主旨に沿って限度額全て使い切るよう強く求める。

社会文教常任委員会

10款 教育費 5項 社会教育費 6目 社会教育施設管理費 総合多目的施設整備事業及び 10款 教育費 6項 保健体育費 2目 体育施設費 体育施設整備事業について

小木体育館及び南佐渡離島開発総合センターの解体について、説明会を開催した時点で補正予算が組まれていたことは理解し難い。地域関係団体等と協議を重ねる中で、解体の了解を得ているのであれば、全体の説明会を含めた事務手続きを早期に実施すべきであったと指摘する。

12月28日開催 第10回(12月)臨時会の審議事項

○平成29年度佐渡市一般会計補正予算(第10号)について

先の12月定例会で平成29年度佐渡市一般会計補正予算(第8号)が否決され、社会教育施設等の廃止関連の議案に係る予算を除外し、「就学援助の就学前における前倒し支給」や「島外への農水産品の輸送費補助」など、市民生活及び地域経済への影響等が懸念される早急な予算対応が必要な部分について審査が行われました。

審査の結果、可決すべきものと決定しました。

請願・陳情の提出期限についてお知らせします

請願・陳情は、原則的には定例会において対応するものとしています。

当該定例会告示日までに受理したものについて、その取扱いを議長の見解を付した上で、議会運営委員会に諮って決定します。

ただし、緊急性があり、かつ、次期定例会に持ち越すことが適当でないものにあつてはこの限りではありません。この場合の緊急性の可否については、議会運営委員会決定します。

※詳細については、議会事務局へお問い合わせください。

佐渡市議会 議場の位置が変更になります

佐渡市議会議場が、平成30年3月定例会から佐和田行政サービスセンター内3階に移ります。

傍聴席は、4階です。

本会議はどなたでも傍聴できますので、傍聴受付で、住所、氏名を記載し、係員の指示に従ってください。

傍聴席数は一般席26席、記者席10席となります。

★委員会の傍聴

委員会は、委員長の許可を得て、どなたでも傍聴することができます。傍聴を希望される場合は、議会事務局で、住所、氏名を記載し、係員の指示に従ってください。

傍聴席数は一般席10席、記者席10席となります。